

就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）

事業所名	ヒカリノミチ仙台長町
住 所	宮城県仙台市太白区長町7-10-7サザンシティネオ長町1階
電話番号	022-304-5657

事業所番号	415401934
管理者名	大野幸恵
対象年度	令和 3 年度

(I) 労働時間 該当する項目に「○」をつける		40	点
①1日の平均労働時間が7時間以上			
②1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満			
③1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満			
④1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満			
⑤1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	○		
⑥1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満			
⑦1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満			
⑧1日の平均労働時間が2時間未満			

①80点 ②70点 ③55点 ④45点 ⑤40点 ⑥30点 ⑦20点 ⑧5点

(II) 生産活動 該当する項目に「○」をつける		5	点
①前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上			
②前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賞金の総額以上			
③前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賞金の総額以上			
④前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上	○		

①40点 ②25点 ③20点 ④5点

(III) 多様な働き方 (※)		35	点
①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度 就業規則等で定めている			
就業規則等で定めており、前年度の実績がある			
○ ②利用者を職員として登用する制度 就業規則等で定めている	○		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある			
○ ③在宅勤務に係る労働条件及び勤務規律 就業規則等で定めている	○		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある			
④フレックスタイム制に係る労働条件 就業規則等で定めている			
就業規則等で定めており、前年度の実績がある			
○ ⑤短時間勤務に係る労働条件 就業規則等で定めている	○		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある			
○ ⑥時差出勤制度に係る労働条件 就業規則等で定めている	○		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある			
○ ⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度 就業規則等で定めている	○		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある			
⑧傷病休暇等の取得に関する事項 就業規則等で定めている			
就業規則等で定めており、前年度の実績がある			
小計 (注1)	8		

(IV) 支援力向上 (※)		15	点
○ ①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会 参加した職員が1人以上半数未満であった			
参加した職員が半数以上であった	○		
②研修、学会等又は学会誌等において発表 1回の場合			
2回以上の場合			
③視察・実習の実施又は受け入れ いずれか一方のみの取組を行っている			
いずれの取組も行っている			
④販路拡大の商談会等への参加 1回の場合			
2回以上の場合			
○ ⑤職員の人事評価制度 人事評価結果に基づき定期的に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している	○		
⑥ピアサポーターの配置 ピアサポーターを職員として配置している			
⑦第三者評価 過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。			
⑧ISOが制定したマネジメント規格等の認証等 都道府県知事が適当と認めるISOが定めた規格その他これに準ずるもの認証を受けている			
小計 (注2)	4		

(※) 任意の5項目を選択すること (注2) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点

(V) 地域連携活動		10	点
地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している	○		

1事例以上ある場合:10点

項目	点数								
労働時間	5点	20点	30点	40点	45点	55点	70点	80点	40
生産活動	5点		20点		25点		40点		5
多様な働き方	0点		15点		25点		35点		35
支援力向上	0点		15点		25点		35点		15
地域連携活動	0点				10点				10

合計	
105	点 / 200点

(※) 任意の5項目を選択すること (注1) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点

利用者を当該就労継続支援A型事業所等の職員として雇用する場合における採用手続及び採用条件に関する事項（通知2（3）イ）

(Ⅲ) 多様な働き方（※）		15 点
①免許・資格取得、検定の受検勤奨に関する制度		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
○ ②利用者を職員として登用する制度		
就業規則等で定めている	○	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
④フレックスタイム制に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑤短時間勤務に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑥時差出勤制度に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑧傷病休暇等の取得に関する事項		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
小計（注1）	1	点

*このシート中「通知」とは「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和3年3月30日障発0330第5号）」をいう。

利用者を当該就労継続支援A型事業所等の職員※1として登用するために、職員登用の基準、登用試験等の登用方法、登用後の雇用条件等について、就業規則等に定めている場合は「○」。

※1 職業指導員、生活支援員等の人員基準に定める従業者以外の者も含む。

定めている	(例：就業規則、賃金規程、雇用契約書など)
就業規則等の名称	就業規則に定めている
当該就業規則等に定めている条項	(例：第1章第5条など) 第57条

当該就業規則等に基づき、当該事業所等の職員として利用者を1名以上登用し※2、当該職員の雇用継続期間が前年度において6月以上に達しており、かつ、前年度末日まで雇用が継続している場合は「○」。

※2 当該利用者（雇用契約有）の希望により、登用していること。

該当する人数	登用した人数の合計
	うち雇用継続期間が前年度において6月に達している人数
	うち前年度末日まで雇用継続している人数
上記のうち任意の1名について、記載してください。	登用した日
	勤務形態（例：常勤、非常勤など）
	就業時間（例：9:00～16:00など）
	職務内容（例：生活支援員、作業員、事務員など）

在宅勤務を行う利用者の労働条件及び服務規律に関する事項（通知2（3）ウ）

(Ⅲ) 多様な働き方（※）

①	免許・資格取得、検定の受検勤奨に関する制度	
	就業規則等で定めている	
	就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
②	利用者を職員として登用する制度	
	就業規則等で定めている	
	就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
○	③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律	○
	就業規則等で定めている	
	就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
④	フレックスタイム制に係る労働条件	
	就業規則等で定めている	
	就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
⑤	短時間勤務に係る労働条件	
	就業規則等で定めている	
	就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
⑥	時差出勤制度に係る労働条件	
	就業規則等で定めている	
	就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
⑦	有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度	
	就業規則等で定めている	
	就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
⑧	傷病休暇等の取得に関する事項	
	就業規則等で定めている	
	就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
小計（注1）		1

15

点

*このシート中「通知」とは「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和3年3月30日障発0330第5号）」をいう。

利用者が在宅勤務を行うことができるように、在宅勤務の対象者、在宅勤務時の服務規律、労働時間、出退勤管理等について、就業規則等に定めている場合は「○」。

定めている就業規則等の名称	（例：就業規則、賃金規程、雇用契約書など） 就業規則
当該就業規則等に定めている条項	（例：第1章第5条など） 第58条

前年度において、当該就業規則等に基づき、**在宅勤務を実施※1**した利用者が1名以上いる場合は「○」。

※1 当該利用者（雇用契約有）の希望により、実施していること。
当該支援の活用を予め当該利用者の個別支援計画に記載していなかった場合は該当しない。

該当する人数	実施した期間
上記のうち任意の1名について、記載してください。	就業時間（在宅勤務）
	職務内容

それぞれの障害の特性に応じ1日の所定労働時間が短い利用者の労働条件に関する事項（通知2（3）オ）

（Ⅲ）多様な働き方（※）

*このシート中「通知」とは「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和3年3月30日障発0330第5号）」をいう。

利用者が当該事業所の定める通常の所定労働時間によらず、
一日の所定労働時間が短い労働条件※1を設定して勤務することができるように、
対象者の範囲、労働時間、休憩時間及び休日、賃金等を
就業規則等において定めている場合は「○」。

※1 育児・介護休業法の規定に基づく所定労働時間の短縮措置は除く。

定めている就業規則等の名称	(例：就業規則、賃金規程、雇用契約書など) 就業規則
当該就業規則等に定めている条項	(例：第1章第5条など) 第59条
当該就業規則等に定めている項目の具体的な内容	対象者の範囲、労働時間、休憩時間及び休日、賃金等 (短時間勤務) 第59条 本人が希望し、且つ会社が認める場合は、第19条で定める1日の所定労働時間を短縮する、短時間勤務を行うことができる。ただし、最長3ヶ月間を限度とする。 2. 前項の短時間勤務を行う場合は、時給制のため勤務時間に応じた賃金とする。

前年度において、当該就業規則等に基づき短時間勤務制度により勤務※2した利用者が
1名以上いる場合は「○」。

※2 当該利用者（雇用契約有）の希望により、実施していること。

当該支援の活用を予め当該利用者の個別支援計画に記載していなかった場合は該当しない。

該当する人数	1名
上記のうち任意の1名について、記載してください。	実施した期間 3月1日から3月31日まで
	標準の勤務時間（例：9:00～16:00など） 9：00～14：10
	短時間勤務制度を活用した場合の勤務時間（例：10:00～15:00など） 9：00～12：00
	職務内容 事業所内での軽作業等

①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度		15
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
②利用者を職員として登用する制度		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
④フレックスタイム制に係る労働条件		15
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
○ ⑤短時間勤務に係る労働条件		○
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑥時差出勤制度に係る労働条件		15
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度		15
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑧傷病休暇等の取得に関する事項		2
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
小計（注1）	2	点

それぞれの障害の特性に応じ1日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度に関する事項（通知2（3）カ）

（Ⅲ）多様な働き方（※）

①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
②利用者を職員として登用する制度		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
④フレックスタイム制に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑤短時間勤務に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
○ ⑥時差出勤制度に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		○
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑧傷病休暇等の取得に関する事項		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
小計（注1）	2	点

*このシート中「通知」とは「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について(令和3年3月30日降発0330第5号)」をいう。

利用者が時差出勤制度※1による勤務ができるように、始業時刻、終業時刻、休憩時間等を就業規則等に定めている場合は「○」。

※1 1日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度

定めている	(例：就業規則、賃金規程、雇用契約書など)
就業規則等の名称	就業規則
当該就業規則等に定めている条項	(例：第1章第5条など)
当該就業規則等に定めている項目の具体的な内容	第60条 始業時刻、終業時刻、休憩時間等 午前9時00分から14時00分／午前11時00分から16時00分

前年度において、当該就業規則等に基づき時差出勤制度により勤務※2した利用者が1名以上いる場合は「○」。

※2 当該利用者（雇用契約有）の希望により、実施していること。
当該支援の活用を予め当該利用者の個別支援計画に記載していなかった場合は該当しない。

該当する人数	26名
上記のうち任意の1名について、記載してください。	実施した期間
	8月30日から9月9日まで
	標準の勤務時間（例：9:00～16:00など）
	9:00～14:10
	時差出勤制度を活用した場合の勤務時間（例：8:00～15:00など）
	午前9時00分から14時00分／午前11時00分から16時00分
	職務内容
	施設内外での軽作業による生産活動

時間を単位として与える有休休暇又は労使協定により有休休暇を与える時季に関する定めをした場合の当該有休休暇の取得に関する事項（通知2（3）キ）

(Ⅲ) 多様な働き方（※）	
①免許・資格取得、検定の受検勤奨に関する制度	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
②利用者を職員として登用する制度	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
④フレックスタイム制に係る労働条件	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
⑤短時間勤務に係る労働条件	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
⑥時差出勤制度に係る労働条件	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
○ ⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○
⑧傷病休暇等の取得に関する事項	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
小計（注1）	2

15

点

*このシート中「通知」とは「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和3年3月30日障発0330第5号）」をいう。

就業規則等に以下の①②いずれかを定めている場合は「○」。

- ① 労働基準法第39条第4項の規定に基づく時間単位年休※1の対象労働者の範囲、時間単位年休の日数、時間単位年休の1日の時間数等。
- ② 労働基準法第39条第6項の規定に基づく年次有給休暇の計画的付与制度※1に係る計画的付与の方法等。

※1 時間単位年休の取得又は計画的付与制度の採用に当たっては、労使協定の締結が必要であるため留意すること。

定めている就業規則等の名称	(例：就業規則、賃金規程、雇用契約書など) 就業規則
当該就業規則等に定めている条項	(例：第1章第5条など) 第22条

前年度において、当該就業規則等に基づき、時間単位年休の取得又は計画付与制度により有給休暇を取得※2した利用者が1名以上いる場合は「○」。

※2 当該利用者（雇用契約有）の希望により、実施していること。

該当する人数	時間単位取得を活用した人数	0名
	計画的付与制度を活用した人数	8名
	上記のうち任意の1名について、記載してください。	令和3年4月1日から令和4年3月31日 休暇の具体的内容（例：1時間休を4日、3時間休を4日） 新しく付与された有給休暇のうち5日を計画付与

職員に対して障害者の就労の支援に関する知識及び技能を習得させるために作成した研修計画に基づいた研修会への職員の参加状況（通知2（4）ア）

(IV) 支援力向上 (※)		15	点
○	①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会 参加した職員が1人以上半数未満であった		
	参加した職員が半数以上であった	○	
	②研修、学会等又は学会誌等において発表		
	1回の場合		
	2回以上の場合		
	③視察・実習の実施又は受け入れ		
	いずれか一方のみの取組を行っている		
	いずれの取組も行っている		
	④販路拡大の商談会等への参加		
	1回の場合		
	2回以上の場合		
	⑤職員の人事評価制度		
	人事評価結果に基づき定期的に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している		
	⑥ピアサポーターの配置		
	ピアサポーターを職員として配置している		
	⑦第三者評価		
	過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。		
	⑧ISOが制定したマネジメント規格等の認証等		
	都道府県知事が適当と認めるISOが定めた規格その他これに準ずるもの認証を受けている		
小計（注2）		2	

*このシート中「通知」とは「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和3年3月30日障発0330第5号）」をいう。

前年度において、**職員※1**に対して障害者の就労の支援に関する知識及び技能を習得させるための当該前年度に定めた研修計画に基づき、**外部研修会※2**または**内部研修会※3**に参加している場合は「○」。

※1 サービス管理責任者、職業指導員及び生活支援員を指し、管理者、事務職員等は含まれない。

※2 厚労省や自治体、ハローワーク等が開催する障害者雇用・就業支援に関する内容、障害者福祉に関する内容、賃金向上に関する内容であること。
（具体例は通知のp8を参照）

※3 外部研修と同等の内容で、外部専門家を講師として招いて実施するもの。
また、概ね半日以上の間時間数が設定されていること。

研修計画策定状況	(例：令和○年○月に策定し、○月に職員へ周知した。)
	毎月1度の研修スケジュールを策定して実施した。
外部研修実施回数	0
内部研修実施回数	12
対象職員数（予定）	全職員
うち実際の受講者数	全職員
前年度の研修実施状況 * 1事例について記載	実施日（例：令和○年○月○日） 2021/9/17
	研修会の名称
	障害者虐待防止・権利擁護のための研修
	講師
	大野幸恵、井上隆史
	受講者数
	6名

人事評価の結果に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けているとともに、当該人事評価の基準について書面をもって作成し、全ての職員に周知している場合（通知2（4）オ）

(Ⅳ) 支援力向上（※）

<input type="checkbox"/>	①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会 参加した職員が1人以上半数未満であった	
	参加した職員が半数以上であった	
<input type="checkbox"/>	②研修、学会等又は学会誌等において発表 1回の場合	
	2回以上の場合	
<input type="checkbox"/>	③視察・実習の実施又は受け入れ いずれか一方のみの取組を行っている	
	いずれの取組も行っている	
<input type="checkbox"/>	④販路拡大の商談会等への参加 1回の場合	
	2回以上の場合	
<input checked="" type="checkbox"/>	⑤職員の人事評価制度 人事評価結果に基づき定期に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している	<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑥ピアサポーターの配置 ピアサポーターを職員として配置している	
<input type="checkbox"/>	⑦第三者評価 過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。	
<input type="checkbox"/>	⑧ISOが制定したマネジメント規格等の認証等 都道府県知事が適当と認めるISOが定めた規格その他これに準ずるもの認証を受けている	
小計（注2）		2

15

点

*このシート中「通知」とは「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について(令和3年3月30日障発0330第5号)」をいう。

以下の全てを満たす場合は「○」。

- ・人事評価の結果に基づき職員の昇給を判定する人事評価制度を有している。
- ・対象とする職員の業績、能力、行動等についての客観的な評価基準や昇給条件が明文化されている。
- ・上記の明文化された人事評価制度を全ての職員に対して周知している。
- ・当該人事評価制度が前年度において運用されている。

定めている規則等の名称	(例：人事規程など) 賃金規程	
当該規則等に定めている条項	(例：第1章第5条など) 第17条、第19条、第21条	
人事評価制度の制定日	毎年8月	
前年度の状況	人事評価制度の対象職員数	全職員
	うち昇給・昇格を行った人数	0名
	当該人事評価制度の周知方法	口頭と掲示による通達